

【労働安全衛生法施行令第21条】

作業場の種類	関連規則	測定項目	測定回数	記録の保存期間
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 第26条	空気中の粉じん濃度、遊離けい酸含有率	6月以内毎に1回	7年
暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場	安衛則 第607条	気温、湿度、輻射熱	半月以内毎に1回	3年
著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 第590条 第591条	等価騒音レベル	6月以内毎に1回	3年
坑内作業場 (1)炭酸ガスの停滞場所 (2)通気設備のある坑内 (3)28 以上の場所	安衛則 第592条 第603条 第612条	空気中の炭酸ガス濃度、通気量、気温	(1) 1月以内毎に1回 (2)(3) 半月以内毎に1回	3年
中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 第7条	空気中の一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度	2月以内毎に1回	3年
放射線業務を行う作業場 (1)放射線業務を行う管理区域 (2)放射性物質取扱室 (3)事故由来廃棄物等取扱施設 (4)坑内核物質採掘場所	電離則 第54条 第55条	外部放射線による線量当量率、空気中の放射性物質濃度	1月以内毎に1回	5年
第1類及び第2類の特定化学物質を製造し、又は取り扱う屋内作業場	特化則 第36条	空気中の第1類及び第2類物質濃度	6月以内毎に1回	3年 (一部30年)
粉状又は熔融鉛を取り扱う屋内作業場	鉛則 第52条	空気中の鉛濃度	1年以内毎に1回	3年
酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則 第3条	空気中の酸素濃度(硫化水素発生危険場所の場合は同時に硫化水素濃度)	その日の作業開始前	3年
有機溶剤を製造し、又は取り扱う屋内作業場	有機則 第28条	空気中の有機溶剤濃度	6月以内毎に1回	3年

印の測定作業場では、その測定を作業環境測定士又は作業環境測定機関に行わせなければならない。